

千葉県福祉サービス第三者評価の評価結果
(保育所)

1 評価機関

名 称	特定非営利活動法人ACOPA
所 在 地	我孫子市本町3-7-10
評価実施期間	平成 26年 9月 1日～平成 27年 1月 30日

2 受審事業者情報

(1) 基本情報

名 称 (フリガナ)	我孫子市立根戸保育園 アビコシリツネドホイクエン		
所 在 地	〒270-1168 我孫子市根戸967-2		
交 通 手 段	ＪＲ常磐線我孫子駅より徒歩20分		
電 話	04-7182-5572	F A X	04-7182-5572
ホームページ	http://www.city.abiko.jp/		
経 営 法 人			
開設年月日	昭和50年10月3日		
併設しているサービス	・延長保育 ・育休明け予約 ・障害児保育 ・部分統合保育 ・園庭開放 ・世代間交流 ・赤ちゃんステーション設置 ・AED設置施設		

(2) サービス内容

対象地域										
定 員	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計			
	5	6	10	12	12	15	60			
敷地面積	1364.21㎡			保育面積			563.2㎡			
保育内容	0歳児保育		障害児保育		延長保育		夜間保育			
	休日保育		病後児保育		一時保育		子育て支援			
健康管理	日々の健康観察・各種健診・身体測定（毎月）・健康、衛生指導等									
食 事	完全給食（月曜～金曜）・食物アレルギー除去食の提供あり									
利用時間	月曜～金曜 7:00～19:00 / 土曜 7:00～17:00									
休 日	日・祝日・年末年始（12月29日～1月3日）									
地域との交流	園庭開放・世代間交流・幼保小の連携・実習生、インターンシップ受け入れ・小中高生の職場体験・近隣へのおたより配布・赤ちゃんステーション・災害時協力員との登録事業									
保護者会活動	保護者会・わかばの会総会・夕涼み会・観劇会主催									

(3) 職員（スタッフ）体制

職 員	常勤職員	非常勤、その他	合 計	備 考
	11	19	30	
専門職員数	保育士	看護師	栄養士	
	16	1	1	
	保健師	調理師	その他専門職員	
		4	8	

(4) サービス利用のための情報

利用申込方法	我孫子市役所子ども部保育課に申し込みをします 我孫子市役所子ども部保育課に問い合わせください		
申請窓口開設時間	月曜日～金曜日（祝日除く）午前8時30分～午後5時まで		
申請時注意事項	我孫子市役所保育課に問い合わせください		
サービス決定までの時間	入所決定者には保育希望月の前月中旬頃に 我孫子市役所子ども部保育課より通知があります		
入所相談	我孫子市役所保育課にお問い合わせください 園生活に関する事については保育園まで問い合わせてください		
利用料金	我孫子市の基準により世帯の所得税や市民税の課税額などによって 決められます		
食事料金	3歳児以上 月額 600円		
苦情対応	窓口設置	有	
	第三者委員の設置	有	

3 事業者から利用（希望）者の皆様へ

サービス方針 (理念・基本方針)	【理念】 子ども一人ひとりを大切に、保護者からも信頼され、地域に愛される保育園を目指します。 【基本方針】 ・子どもの発達について理解し、一人ひとりの発達過程に応じて保育をします。 ・個人差、家庭環境、地域の実態に即した保育活動が出来るように努めます。 ・家庭との連絡を密にし、協力、理解のうえにたった保育活動を行います。 ・楽しい保育園生活ができるように、温かい保育環境づくりに努めます。 ・児童の安全に心がけ保育施設、設備の安全を図ります。
特 徴	・明るく素直で心身共に健康な子ども像を目指し全職員が子どもの心に寄り添い丁寧にかかわっています。 ・子どもからでた気づきや発想、創造を受けとめ自主性を大切にし、子ども一人ひとりのやる気を育てています。 ・散歩や戸外あそび、体育あそび等、年間を通して体力づくりに励んでいます。
利用（希望）者 へのPR	・根戸の森の中にあるアットホームな保育園です。一人ひとりの発達段階を大切に捉え、子どもたちも保護者も職員も楽しめるチームワークの良い園です。 ・年に2～3回、職員が親子向けに楽しめる講座「キラッと講座」を行っています。今年は保護者の方からの講座も開催しています。 ・保護者の方々が安心して預けられるように「一日保育士体験」を随時行っています。また、園の見学も随時受けています。 ・看護師は子どもの健康に関する保健計画を作成、心身の健康状態や疾病の把握、記録をし嘱託医による定期的年2回の内科、眼科、歯科健診を行っている。毎朝の健康観察や保護者との会話、連絡ノートから子どもの健康状態を把握観察しています。 ・保育園で提供される給食は、衛生管理や食材の選定から十分考慮され適切な栄養摂取に配慮したうえで、作り方、盛り付け、配膳等も子どもにとって魅力的になるようにしています。 ・食物アレルギーや疾病等により特別な配慮が必要な場合は医師の診断書（指示書）に基づき、保護者と職員間で確認し、アレルギー等の原因となる食品を除去した給食を提供しています。 ・ホームページでは保育園の紹介、手続きなどの情報の発信を行っているほか、災害時にはツイッターにて安否情報等を発信する態勢をとっており毎月の避難訓練の様子も発信しています。

福祉サービス第三者評価総合コメント

特に力を入れて取り組んでいること	
1. 子ども一人ひとりを大切にする保育理念の実践	当園は昭和50年の設立でこの4月には創立40周年を迎えるが、園舎は平成26年1月に近代的な施設に建て替えたばかりで真新しい。根戸の森に隣接した豊かな自然環境の中で「子ども一人ひとりを大切に、保護者からも信頼され、地域に愛される保育園を目指す」という保育理念（運営方針）に沿って、具体的な活動目標を掲げ、職員間で共有して運営に努力している。保護者、職員ともに多忙な中で、話し合いの場がなかなか持てない保護者も多いが、職員から積極的に話しかけ、コミュニケーションを取るよう心がけている。子どもに寄り添い一人ひとりの気持ちを大切に、「自分で考え・判断し・行動できる自主性のある子どもを育てる」保育の実践をどのクラスに行っても、実感することができた。
2. 食育への積極的な取り組み	食育への取り組みは栄養士が中心となり調理員と協力して「食育年間計画」を作成し評価も行っている。毎日の給食を「今日の食材どこから来たの？」と題する手作りの可愛い日本地図に産地を表記した掲示板を玄関に置き、食に対する親子での話題を提供している。好きな食べ物が増えるよう、夏野菜の栽培・収穫の喜びも体験させている。食物アレルギー児に対しては医師からの指示書に沿って、各担任はもとより全職員で毎朝食材を確認している。配膳時には個別のお盆に名札を置き、栄養士も各保育室を回り、誤食による事故防止に各担任と一緒に細心の配慮をしている。栄養・色合いのバランスはもとより、美味しく食べて欲しいとの思いのこもった給食が提供されている。
3. 快適・安心の施設環境と行き届いた衛生管理	新築されたばかりの園は温度・湿度・換気などの屋内環境及び厨房をはじめとする室内外の衛生管理も適切に行われている。園児の手洗い所の水栓も子どもの成長が配慮されて、レバー式だけでなく従来型の蛇口が設置されている。室内外の遊具は毎朝、点検と消毒を行い安全を確認して、子どもが安心して遊べる環境を整えている。保護者の関心のある放射能汚染に関しては定期的な測定を実施し園内や市のホームページにて公表している。
4. 職員の成長支援と風通しの良いアットホームな園運営	全職員の成長とスキルアップの為に、勤務状況に常に目をくばり、各種の外部研修へ積極的に参加させたり、定期的な園内研修を実施するなど、園長はリーダーシップを発揮して取り組んでいる。職員会や定期的な個人面談などを通じて、何でも話し合い、働きやすい職場環境を作り上げ、職員の意欲向上に取り組んでいる。我孫子市立保育園としては一番小さな保育園で、職員相互の連携が良く、明るく、生き生きとしてアットホームな運営が行われている。今回の保護者アンケートでも高く評価されている。
5. 保護者や地域に対する子育て支援	子育てに悩む保護者への支援も考慮して、園独自の「キラッと講座」や「一日保育士体験」等を開催し、保護者との相談・話し合いの場を設け、保育に関する理解を深めている。週2回の園庭開放で地域の保護者や子どもとの交流、育児相談に応じたり、市主催の出前保育への職員派遣など、地域の子育て支援に貢献している。

さらに取り組みが望まれるところ

1. 情報提供、要望や相談への対応について	情報提供については園内に掲示するとともに、園だより、保健だより、給食だより等の配布物も発行しているが、アンケート結果によると幾つかの意見もよせられている。園に対する要望が多いのは保護者が育児についてより知りたいという欲求の表れとご理解いただき、情報提供のやり方や相談・苦情への対応方法等について今一度検討されることを期待したい。
-----------------------	---

（評価を受けて、受審事業者の取り組み） 「苦情解決について」の掲示を玄関の目につきやすい場所へ貼りかえました。その内容について園だよりや保護者会で説明し、周知していく。また、クラスの個人面談で伝え聞いていくように努力する。保護者が園に対する意見、要望が言いやすい、また相談しやすい雰囲気作りにこれからも心がけていき、子ども一人ひとりを大切に保護者からも信頼され、地域に愛される保育園を目指していきます。

福祉サービス第三者評価項目（保育所）の評価結果

大項目		中項目	小項目	項目	標準項目	
					■実施数	□未実施数
I	福祉サービスの基本方針と組織運営	1 理念・基本方針	理念・基本方針の確立	1 理念や基本方針が明文化されている。	3	0
			理念・基本方針の周知	2 理念や基本方針が職員に周知・理解されている。	3	0
				3 理念や基本方針が利用者等に周知されている。	3	0
		2 計画の策定	事業計画と重要課題の明確化	4 事業計画を作成し、計画達成のための重要課題が明確化されている。	4	0
			計画の適正な策定	5 施設の事業計画等、重要な課題や方針を決定するに当たっては、職員と幹部職員とが話し合う仕組みがある。	3	0
		3 管理者の責任とリーダーシップ	管理者のリーダーシップ	6 理念の実現や質の向上、職員の働き甲斐等に取り組みに取り組み指導力を発揮している。	5	0
		4 人材の確保・養成	人事管理体制の整備	7 施設の全職員が守るべき倫理を明文化している。	3	0
				8 人事方針を策定し、人事を計画的・組織的にを行い、職員評価が客観的な基準に基づいて行われている。	4	0
			職員の就業への配慮	9 事業所の就業関係の改善課題について、職員（委託業者を含む）などの現場の意見を幹部職員が把握し改善している。また、福利厚生に積極的に取り組んでいる。	5	0
			職員の質の向上への体制整備	10 職員の教育・研修に関する基本方針が明示され、研修計画を立て人材育成に取り組んでいる。	5	0
II	適切な福祉サービスの実施	1 利用者本位の保育	利用者尊重の明示	11 施設の全職員を対象とした権利擁護に関する研修を行い、子どもの権利を守り、個人の意思を尊重している。	4	0
				12 個人情報保護に関する規定を公表し徹底を図っている。	4	0
			利用者満足の向上	13 利用者満足の向上を意図した仕組みを整備し、取り組んでいる。	4	0
			利用者意見の表明	14 苦情又は意見を受け付ける仕組みがある。	4	0
		2 保育の質の確保	保育の質の向上への取り組み	15 保育内容について、自己評価を行い課題発見し改善に努め、保育の質の向上に努めている。	3	0
			提供する保育の標準化	16 提供する保育の標準的実施方法のマニュアル等を作成し、また日常の改善を踏まえてマニュアルの見直しを行っている。	4	0
		3 保育の開始・継続	保育の適切な開始	17 保育所利用に関する問合せや見学に対応している。	2	0
				18 保育の開始に当たり、保育方針や保育内容を利用者に説明し、同意を得ている。	4	0
		4 子どもの発達支援	保育の計画及び評価	19 保育所の理念や保育方針・目標に基づき保育課程が適切に編成されている。	3	0
				20 保育課程に基づき具体的な指導計画が適切に設定され、実践を振り返り改善に努めている。	5	0
				21 子どもが自発的に活動できる環境が整備されている。	5	0
				22 身近な自然や地域社会と関われるような取り組みがなされている。	4	0
				23 遊びや生活を通して人間関係が育つよう配慮している。	5	0
				24 特別な配慮を必要とする子どもの保育が適切に行われている。	6	0
				25 長時間にわたる保育に対して配慮がなされている。	3	0
				26 家庭及び関係機関との連携が十分図られている。	3	0
			子どもの健康支援	27 子どもの健康状態、発育、発達状態が適切に把握し、健康増進に努めている。	3	0
				28 感染症、疾病等の対応は適切に行われている。	3	0
			食育の推進	29 食育の推進に努めている。	5	0
		5 安全管理	環境と衛生	30 環境及び衛生管理は適切に行われている。	3	0
			事故対策	31 事故発生時及び事故防止対策は適切に行われている。	4	0
			災害対策	32 地震・津波・火災等非常災害発生時の対策は適切に行われている。	5	0
		6 地域	地域子育て支援	33 地域ニーズを把握し、地域における子育て支援をしている。	5	0
計					129	0

項目別評価コメント

(利用者は子ども・保護者と読み替えて下さい)

標準項目 ■整備や実行が記録等で確認できる。 □確認できない。

評価項目		標準項目
1	理念や基本方針が明文化されている。	■理念・方針が文書(事業計画等の法人・事業所内文書や広報誌、パンフレット等)に明記されている。 ■理念・方針から、法人が実施する福祉サービスの内容や特性を踏まえた法人の使命や目指す方向、考え方を読み取ることができる。 ■理念・方針には、法の趣旨や人権擁護、自立支援の精神が盛り込まれている。
(評価コメント) 市立の保育園であり、我孫子市の保育理念・基本方針に則って実践されている。入園のしおりや保育のガイドラインには、市の描く理想的な子ども像があらゆる側面から克明に示されており、行動基準となっている。どのクラスに行っても明るく、元気な声での挨拶や、屈託ない話しかけができており、理念が実践に活かされている様子をうかがうことができた。		
2	理念や基本方針が職員に周知・理解されている。	■理念・方針を事業所内の誰もが見やすい箇所に掲示し、職員配布文書に記載している。 ■理念・方針を会議や研修において取り上げ職員と話し合い共有化を図っている。 ■理念・方針の実践を日常の会議等で話し合い実行面の反省をしている。
(評価コメント) 理想的な子ども像は、平易で分かり易く理念の中に明記されており、理念、方針、目標は玄関に掲示されている。臨時職員も含めて全職員には十分なる理解を促している。日常的に理念に立ち返った振り返りをしており、あらゆる場面で活用されている。		
3	理念や基本方針が利用者等に周知されている。	■契約時等に理念・方針が理解し易い資料を作成し、分かり易い説明をしている。 ■理念・方針を保護者に実践面について説明し、話し合いをしている。 ■理念・方針の実践面を広報誌や手紙、日常会話などで日常的に伝えている。
(評価コメント) 利用者にはパンフレットやホームページなどで周知している。新入園児保護者に対して入園のしおりをもとにした入園時説明会があり、年度初めの在園児の保護者会で配布し説明をして徹底を図っている。保護者は我孫子市の保育指針にそった対応に安心感を持っているが、理念そのものよりも、それに基づく保育の実践に目が行く傾向があるようだ。		
4	事業計画を作成し、計画達成のための重要課題が明確化されている。	■事業計画が具体的に設定され実施状況の評価が行える配慮がなされている。 ■理念・基本方針より重要課題が明確にされている。 ■事業環境の分析から重要課題が明確にされている。 ■現状の反省から重要課題が明確にされている
(評価コメント) 年間保健計画が市で毎年策定されており、年間の行事は市内各公立保育園共通になっている。毎月開催される市保育課と全公立保育園園長参加の連絡協議会で、話し合っており、共通の理解ができています。園独自の具体的な計画はそれぞれの置かれた環境等も踏まえ、園目標と年間行事予定を決め前年度の振り返りと保護者意見をもとに重要課題を設定し、その達成に取り組んでいる。		
5	施設の事業計画等、重要な課題や方針を決定するに当たっては、職員と幹部職員とが話し合う仕組みがある。	■各計画の策定に当たっては、現場の状況を把握し、職員と幹部職員が話し合う仕組みがある。 ■年度終了時はもとより、年度途中にあっても、あらかじめ定められた時期、手順に基づいて事業計画の実施状況の把握、評価を行っている。 ■方針や計画、課題の決定過程が、一部の職員だけでなく、全ての職員に周知されている。
(評価コメント) 市保育課からの事業計画、重要事項や園独自の計画、方針は職員会議等で話し合われ、日々の行動が決定され、実行されている。全職員が課題を共有し、一体となって園の運営が行われている。達成状況や課題の取り組みは定期的に園の自己評価で振り返り、次年度計画に反映されている。日々のお知らせ、行事予定は朝礼で周知されるとともに適宜園内のホワイトボードに表示され徹底されている。		

6	理念の実現や質の向上、職員の働き甲斐等に取り組みに取り組み指導力を発揮している。	■理念・方針の実践面の確認等を行い、課題を把握し、改善のための具体的な方針を明示して指導力を発揮している。 ■職員の意見を尊重し、自主的な創意・工夫が生れ易い職場づくりをしている。 ■研修等により知識・技術の向上を図り、職員の意欲や自信を育てている。 ■職場の人間関係が良好か把握し、必要に応じて助言・教育を行っている。 ■評価が公平に出来るように工夫をしている。
(評価コメント) 園長は毎日の朝礼や週案会議、職員会議の場で、実践面の確認、指導を行い、情報の共有化をはかっている。特に人材育成に配慮しており、勤務体制、勤務時間等の調整をして全職員が各種の外部研修に参加出来る機会を与え、研修参加頻度は高い。研修終了後は参加者に職員会議で伝達講習させ、全職員が知識を共有化する仕組みを作っている。		
7	施設の全職員が守るべき倫理を明文化している。	■法の基本理念など踏まえて、保育所の倫理規程があり、職員に配布されている。 ■従業者を対象とした、倫理及び法令遵守に関する研修を実施し、周知を図っている。 ■プライバシー保護の考え方を職員に周知を図っている。
(評価コメント) 就業規則、保育士倫理要綱、公立保育園ガイドラインに明記されている。新人職員や臨時職員は全て新任研修時に全公立保育園共通の就業規則(倫理規定)の教育を受講し、配属後は職員会議等で周知し、徹底を期している。個人情報保護法に基づくプライバシー保護もガイドライン、入園のしおりなどに記載され、週案会議や職員会議で周知している。		
8	人事方針を策定し、人事を計画的・組織的に行い、職員評価が客観的な基準に基づいて行われている。	■人材育成方針が明文化されている。 ■職務権限規定等を作成し、従業者の役割と権限を明確にしている。 ■評価基準や評価方法を職員に明示し、評価の客観性や透明性の確保が図られている。 ■評価の結果について、職員に対して説明責任を果たしている。
(評価コメント) 市の人材育成方針が制定され、就業規則で職務を定め、園の職務分担表、役割分担表で業務内容と権限を明確にしている。職員全員が自己目標を設定し、中間期と年度末に自己評価を行い、管理者が面接時に確認する人事考課制度がある。評価の結果は管理者から本人へ説明され、次のステップへの挑戦に結びついている。		
9	事業所の就業関係の改善課題について、職員(委託業者を含む)などの現場の意見を幹部職員が把握し改善している。また、福利厚生に積極的に取り組んでいる。	■担当者や担当部署等を設置し職員の有給休暇の消化率や時間外労働のデータを、定期的にチェックしている ■把握した問題点に対して、人材や人員体制に関する具体的な改善計画を立て実行している。 ■職員が相談をしやすいような組織内の工夫をしている。 ■職員の希望の聴取等をもとに、総合的な福利厚生事業を実施している。 ■育児休暇やリフレッシュ休暇等の取得を励行している。
(評価コメント) 職員の勤務状況を園長は定期的に把握しており、指導が必要な場合は直接本人と話し合い、改善に結び付けている。保育士の休暇取得や育児休暇については全体の勤務状況を確認して、配慮をする等、就業条件について手厚い支援をしている。全体の業務量を考慮して有給休暇やリフレッシュ休暇が計画的に取得しやすい環境を作り上げている。		
10	職員の教育・研修に関する基本方針が明示され、研修計画を立て人材育成に取り組んでいる。	■中長期の人材育成計画がある。 ■職種別、役割別に能力基準を明示している。 ■研修計画を立て実施し、必要に応じて見直している。 ■個別育成計画・目標を明確にしている。 ■OJTの仕組みを明確にしている。
(評価コメント) 人材育成方針や公立保育園の人材計画にもとづく園内、園外で数多くの教育・研修が実施されている。経験年数別、専門職別など幅広い研修の機会があり、全職員が分担して参加している。経験豊富な職員も研修の意義を理解し、前向きに取り組んでいる様子がうかがえ、園長のリーダーシップを垣間見ることができた。		

11	施設の全職員を対象とした権利擁護に関する研修を行い、子どもの権利を守り、個人の意思を尊重している。	■法の基本方針や児童権利宣言など研修をしている。 ■日常の援助では、個人の意思を尊重している。 ■職員の言動、放任、虐待、無視など行われることの無いように、職員が相互に振り返り組織的に対策を立て対応している。 ■虐待被害にあった子どもがいる場合には、関係機関と連携しながら対応する体制を整えている。
(評価コメント) 市保育課からの資料や我孫子市のガイドラインを読み合わせ意識の共有化を図るとともに、子どもの権利擁護に対しては東葛支会や社協主催の各種研修を活用している。職員会議などを通して職員の言動を振り返る対策をとり、組織的に取り組むことで虐待や放任など起こさない環境作りをしている。現在、虐待の報告はないが市の「子ども虐待防止対策マニュアル」に基づき担当課、保健センター、発達センターなどと連携対応する仕組みが整備されている。		
12	個人情報保護に関する規定を公表し徹底を図っている。	■個人情報の保護に関する方針をホームページ、パンフレットに掲載し、また事業所等内に掲示し実行している。 ■個人情報の利用目的を明示している。 ■利用者等の求めに応じて、サービス提供記録を開示することを明示している。 ■職員(実習生、ボランティア含む)に研修等により周知徹底している。
(評価コメント) 個人情報の保護に関する方針や開示などは「入園のしおり」「保健のしおり」に記載し、入園説明会などで説明し、周知をはかると共に、全職員へは個人情報の取り扱いの厳守を徹底させている。実習生についてもオリエンテーション時に守秘義務の重要性を説明し理解させている。特に写真撮影や掲示する場合については、保護者から了解をとるなど配慮がなされている。		
13	利用者満足の向上を意図した仕組みを整備し、取り組んでいる。	■利用者満足を把握し改善する仕組みがある。 ■把握した問題点の改善策を立て迅速に実行している。 ■利用者・家族が要望・苦情が言いやすい雰囲気を作っている。 ■利用者等又はその家族との相談の場所及び相談対応日の記録がある。
(評価コメント) 行事毎にアンケートを実施しており、保護者の満足度を把握して要望、改善点などを次年度に反映している。今まで何回か保育以外の要望が出されたが、その都度説明し理解を深めている。年に一度、市立保育園六園共通の保護者アンケートが実施される。その結果をもとに、担当保護者、園長、園長補佐、主任保育士代表による懇談会を設け要望事項について検討し対応している。改善内容については職員会議などを通して全職員に周知している。		
14	苦情又は意見を受け付ける仕組みがある	■保護者に交付する文書に、相談、苦情等対応窓口及び担当者が明記され説明し周知徹底を図っている。 ■相談、苦情等対応に関するマニュアル等がある。 ■相談、苦情等対応に関する記録があり、問題点の改善を組織的に実行している。 ■保護者に対して苦情解決内容を説明し納得を得ている。
(評価コメント) 園は、「市保健福祉サービス苦情解決責任者等設置要綱」、ガイドブックなどにもとづき相談苦情窓口の責任者、担当者を定め、ポスターを掲示するなどの取組をしているが保護者の認知度は低い。苦情を受け付けた際には内容について詳しく検証し、苦情報告書を作成して迅速に対処している。個人面談の場所では言いやすい雰囲気をつくり、家庭と保育園相互の様子を確認したり、保護者の園に対する要望を聞いている。		
15	保育内容について、自己評価を行い課題発見し改善に努め、保育の質の向上を図っている。	■保育の質について自己評価を定期的に行う体制を整備し実施している。 ■保育の質向上計画を立て実行し、PDCAサイクルを継続して実施し恒常的な取り組みとして機能している。 ■自己評価や第三者評価の結果を公表し、保護者や地域に対して社会的責任を果たしている。
(評価コメント) 年間指導計画・食育計画・行事予定等の保育実践状況を定期的に確認し、自己評価にて振り返り、園としての課題や改善課題を発見し、次の実践に繋げていく仕組みがある。園長は職員と職員会議、評定面接時に話し合っており、年2回の自己評価を職員に実施させ、振り返りと改善を指導している。今回受審の福祉サービス第三者評価結果を、保護者や地域に公表し、園の現状と質の向上に向けての取組み姿勢を示して、社会的説明を果たす考えである。		

16	提供する保育の標準的実施方法のマニュアル等を作成し、また日常の改善を踏まえてマニュアルの見直しを行っている。	■業務の基本や手順が明確になっている。 ■分からないときや新人育成など必要に応じてマニュアルを活用している。 ■マニュアル見直しを定期的実施している。 ■マニュアル作成は職員の参画のもとに行われている。
(評価コメント) 提供する保育の標準的実施方法について、「保育園ガイドライン」や「年齢別の保育マニュアル」で定められており、全職員で基本的な手順などを話し合っている。マニュアルは、日々の保育の中で振り返り、改善点や見直し箇所を定期的に確認している。		
17	保育所利用に関する問合せや見学に対応している。	■問合せ及び見学に対応できることについて、パンフレット、ホームページ等に明記している。 ■問合せ又は見学に対応し、利用者のニーズに応じた説明をしている。
(評価コメント) 年間を通じて、問い合わせや見学に、いつでも応じることを原則としている。園の行事と重なる場合には、見学者の希望する時間に合わせて、その都度対応している。子ども達の活動している様子や園の取り組み状況を確認してもらうように心がけており、案内と説明は園長補佐が行っている。また、地域における子育て支援の一環として、要望に応じて保育に関する相談にも対応している。		
18	保育の開始に当たり、保育方針や保育内容等を利用者に説明し、同意を得ている。	■保育の開始にあたり、理念に基づく保育方針や保育内容及び基本的ルール等を説明している。 ■説明や資料は保護者に分かり易いように工夫している。 ■説明内容について、保護者の同意を得るようにしている。 ■保育内容に関する説明の際に、保護者の意向を確認し、記録化している。
(評価コメント) 入園面接や説明会の際に園長、園長補佐、看護師、栄養士、各担当が「入園のしおり」と「保健のしおり」をもとに、クラスたよりや給食だより・ほけんだより、など用いてわかりやすく説明している。年度初めに保護者会を開催し、年間保育計画をもとに保育目標や内容について説明を行い、質疑応答や保護者の意向を確認しながら同意を得ている。		
19	保育所の理念や保育方針・目標に基づき保育課程が適切に編成されている。	■保育課程は、保育理念、保育方針、保育目標及び発達過程などが組み込まれて作成されている。 ■子どもの背景にある家庭や地域の実態を考慮して作成されている。 ■施設長の責任の下に全職員が参画し、共通理解に立って、協力体制の下に作成されている。
(評価コメント) 保育課程は園長を中心に、職員が話し合い、前年度の評価や反省や課題も反映した共通理解のもとで作成されている。子どもの背景にある家庭や地域の実態を把握し、保育理念・方針・目標も織込まれている。		
20	保育課程に基づき具体的な指導計画が適切に設定され、実践を振り返り改善に努めている。	■保育課程に基づき、子どもの生活や発達を見通した長期的な指導計画と短期的な指導計画が作成されている。 ■3歳児未満、障害児等特別配慮が必要な子どもに対しては、個別計画が作成されている。 ■発達過程を見通して、生活の連続性、季節の変化を考慮し、子どもの実態に即した具体的なねらいや内容が位置づけられている。 ■ねらいを達成するための適切な環境が構成されている。 ■指導計画の実践を振り返り改善に努めている。
(評価コメント) 保育課程に基づき、長期的な指導計画と短期的な指導計画を立て、年間・月間・週間指導計画を作成している。立案にあたっては季節感を考慮したり、連続性をもたせるなどの、工夫をしている。指導計画のねらいを達成するために、実践を振り返り改善に努めている。3歳児未満や特に配慮が必要な子どもに対しては、個別指導計画が作成されている。		

21	子どもが自発的に活動できる環境が整備されている。	■子どもの発達段階に即した玩具や遊具などが用意されている。 ■子どもが自由に素材や用具などを自分で取り出して遊べるように工夫されている。 ■好きな遊びができる場所が用意されている。 ■子どもが自由に遊べる時間が確保されている。 ■保育者は、子どもが自発性を発揮できるような働きかけをしている。
(評価コメント) 月齢にあった手作りおもちゃを取り入れ遊びの幅を広げ、コーナー遊び等自由に遊べる環境を工夫している。子どもから生まれた発想を大切にし遊びを遮らない声掛けや友達や保育士と共有、共感できる関係を大切にしている。新園舎の園庭のため遊具がないので、保護者から希望を聞き、既にある砂場以外に鉄棒、滑り台がこれから設置される。		
22	身近な自然や地域社会と関われるような取り組みがなされている。	■子どもが自然物や動植物に接する機会を作り、保育に活用している。 ■散歩や行事などで地域の人達に接する機会をつくっている。 ■地域の公共機関を利用するなど、社会体験が得られる機会をつくっている。 ■季節や時期、子どもの興味を考慮して、生活に変化や潤いを与える工夫を日常保育の中に取り入れている。
(評価コメント) 夏野菜の栽培や生きものの飼育を通して身近な自然にふれあう機会をつくっている。地域の子供達への園庭開放や季節を感じながらの散歩では、地域の方との挨拶や交流を大切にしている。幼稚園、保育園、小学校との連携を大切にし他園に散歩にも出掛けている。地域の公園や公共機関を利用する事で交通ルールや社会性を身につけるよう取り組んでいる。		
23	遊びや生活を通して人間関係が育つよう配慮している。	■子ども同士の関係をより良くするような適切な言葉かけをしている。 ■けんかやトラブルが発生した場合、危険のないように注意しながら、子供達同士で解決するように援助している。 ■順番を守るなど、社会的ルールを身につけていくように配慮している。 ■子どもが役割を果たせるような取り組みが行われている。 ■異年齢の子どもの交流が行われている。
(評価コメント) 子ども同士の関係を大切にし、年齢にあった言葉かけをし、けんかやトラブルが発生した時には、お互いの気持ちを聞いて思いをくみ取りながら本人が納得して解決できるように取り組んでいる。行事や当番活動等を経験し子どもが自ら考え、工夫しながら役割を果たせるよう配慮し、異年齢の子どもの日々の散歩や縦割り保育で交流を図っている。		
24	特別な配慮を必要とする子どもの保育	■子ども同士の関わりに対して配慮している。 ■個別の指導計画に基づき、きめ細かい配慮と対応を行い記録している。 ■個別の指導計画に基づき、保育所全体で、定期的に話し合う機会を設けている。 ■障害児保育に携わる者は、障害児保育に関する研修を受けている。 ■必要に応じて、医療機関や専門機関から相談や助言を受けている。 ■保護者に適切な情報を伝えるための取り組みを行っている。
(評価コメント) 特別な配慮を必要とする子どもは、集団指導計画と個別指導計画を立てて保育に臨んでいる。他機関(発達センターや保健センター)との連携を図り、巡回相談でアドバイスを仰いだり、伝達シート等でやりとりも行い、その報告は全職員で情報共有している。保護者とは個人連絡ノートを活用したり、年2回の個別面談(園長・担任)も実施している。		
25	長時間にわたる保育に対して配慮がなされている。	■引き継ぎは書面で行われ、必要に応じて保護者に説明されている。 ■担当職員の研修が行われている。 ■子どもが安心・安定して過ごせる適切な環境が整備されている。
(評価コメント) 長時間保育の子どもが落ち着いて過ごせるよう安心、安全で、家庭と同じようにゆっくりできる環境作りを工夫している。引き継ぎ事項については乳児、幼児用の記録紙に記入し、伝達漏れのないようチェックし、保護者にも伝え、必要時には翌朝の早番保育者にも連絡を入れている。		

26	家庭及び関係機関との連携が十分図られている。	■一人ひとりの保護者と日常的な情報交換に加え、子どもの発達や育児などについて、個別面談、保育参観、保育参加、懇談会などの機会を定期的に設け、記録されている。 ■保護者からの相談に応じる体制を整え、相談内容が必要に応じて記録され上司に報告されている。 ■就学に向けて、保育所の子どもと小学校の児童や職員同士の交流、情報共有や相互理解など小学校との積極的な連携を図るとともに、子どもの育ちを支えるため、保護者の了解のもと、保育所児童保育要覧などが保育所から小学校へ送付している。
(評価コメント) 日常的な情報や連絡事項は各クラスのホワイトボードや玄関の掲示板等で周知している。年度初めの保護者会・誕生会(該当月の保護者)保育参観・保育士体験・個人面談等で保護者とのコミュニケーションを図っている。保護者からの相談内容は担任を通じて園長にも報告されている。就学に向けての取り組みは小学校の催しや見学に参加し、円滑に就学移行できるように連携を取っている。保護者の了解のもと、児童要録を小学校へ送付し、情報を共有化している。		
27	子どもの健康状態、発育、発達状態が適切に把握し、健康増進に努めている。。	■子どもの健康に関する保健計画を作成し、心身の健康状態や疾病等の把握・記録され、嘱託医等により定期的に健康診断を行っている。 ■保護者からの情報とともに、登所時及び保育中を通じて子どもの健康状態を観察し、記録している。 ■子どもの心身の状態を観察し、不適切な養育の兆候や、虐待が疑われる場合には、所長に報告し継続観察を行い記録している。
(評価コメント) 子どもの健康に関する保健計画を作成し、年2回の内科、眼科、歯科の定期健診を実施している。毎月の身体測定や毎朝の健康観察や保護者からの情報を通して、健康状態を把握し記録している。また、不適切な養育や虐待が疑われる場合には、速やかに園長に報告し、観察、記録している。		
28	感染症、疾病等の対応は適切に行われている。	■保育中に体調不良や傷害が発生した場合には、その子どもの状態等に応じて、保護者に連絡するとともに、適宜、嘱託医や子どものかかりつけ医等と相談し、適切な処置を行っている。 ■感染症やその他の疾病の発生予防に努め、その発生や疑いがある場合には、必要に応じて嘱託医、市町村、保健所等に連絡し、その指示に従うとともに、保護者や全職員に連絡し、協力を求めている。 ■子どもの疾病等の事態に備え、医務室等の環境を整え、救急用の薬品、材料等を常備し、適切な管理の下に全職員が対応できるようにしている。
(評価コメント) 保育中の体調不良や怪我は看護師と保育士との判断で保護者に連絡を取っている。子どもの状態を伝え受診が必要な時にはかかりつけ医か園医に速やかに受診させ、適切な処置を行っている。感染症については発生時には「感染症マニュアル」に沿って対応している。「保健マニュアル」「看護師マニュアル」「感染症マニュアル」等に沿って感染症や疾病の予防に努めている。		
29	食育の推進に努めている。	■食育の計画を作成し、保育の計画に位置付けるとともに、その評価及び改善に努めている。 ■子どもが自らの感覚や体験を通して、自然の恵みとしての食材や調理する人への感謝の気持ちが育つように、子どもと調理員との関わりなどに配慮している。 ■体調不良、食物アレルギー、障害のある子どもなど、一人一人の子どもの心身の状態等に応じ、嘱託医、かかりつけ医等の指示や協力の下に適切に対応している。 ■食物アレルギー児に対して誤食防止や障害のある子どもの誤飲防止など細かい注意が行われている。 ■残さず食べることや、偏食を直そうと強制したりしないで、落ち着いて食事を楽しめるように工夫している。
(評価コメント) 「食育年間計画」を作成し、その内容に沿って毎月の食育に取り組んでいる(さやえんどうさやむき・そら豆のさやむき・夏野菜の栽培・収穫・月見団子作り等) 子どもたちの食に対する興味も高まっている。玄関には今日の給食を展示し「今日の食材はどこから来たの」と手作りの可愛い日本地図に産地表示をしている。食物アレルギー児には主治医の指示書をもとに、朝礼で各担任はもとより全職員で確認している。更に配膳時には個別のお盆に名札を置くなどの細心の配慮をして誤食による事故防止に努めている。		

30	環境及び衛生管理は適切に行われている。	■施設の温度、湿度、換気、採光、音などの環境を常に適切な状態に保持するとともに、施設内外の設備及び用具等の衛生管理に努めている。 ■子ども及び職員が、手洗い等により清潔を保つようにするとともに、施設内外の保健的環境の維持及び向上に努めている。 ■室内外の整理、整頓がされ、子どもが快適に過ごせる環境が整っている。
(評価コメント) 新築された施設は温度・湿度・換気等の環境及び厨房をはじめとする室内外の衛生管理も適切に行われている。園児の手洗い所の水栓も子どもの成長が配慮され、レバー式だけでなく従来型の蛇口も設置されている。室内外の遊具は毎朝、点検と消毒を行い安全を確認して、子どもが安心して遊べる環境を整えている。保護者の関心のある放射能汚染に関しては、園として定期的に測定し市に報告しており、園内掲示板や市のホームページにて公表している。		
31	事故発生時及び事故防止対策は適切に行われている。	■事故発生時の対応マニュアルを整備し職員に徹底している。 ■事故発生原因を分析し事故防止対策を実施している。 ■設備や遊具等保育所内外の安全点検に努め、安全対策のために職員の共通理解や体制づくりを図っている。 ■危険箇所の点検を実施するとともに、外部からの不審者等の対策が図られている。
(評価コメント) 事故発生時には職員が速やかに対応できるよう事故発生マニュアルを整備し、保護者や嘱託医との連携がスムーズに行えるような態勢を整えている。年齢毎の事故防止チェックリストを活用し、園内外の危険箇所等を共通理解し、安全の確保に努めている。不審者対策として門扉の自動施錠、警備会社との契約、保育者による撃退訓練を行い、全職員の危機管理意識の徹底に努めている。		
32	地震・津波・火災等非常災害発生時の対策は適切に行われている。	■地震・津波・火災等非常災害発生に備えて、役割分担や対応等マニュアルを整備し周知している。 ■定期的に避難訓練を実施している。 ■避難訓練は消防署や近隣住民、家庭との連携のもとに実施している。 ■立地条件から災害の影響を把握し、建物・設備類の必要な対策を講じている。 ■利用者及び職員の安否確認方法が決められ、全職員に周知されている。
(評価コメント) 非常災害マニュアルを作成し、災害発生時の避難経路図を園内に掲示し、職員をはじめ保護者にも周知している。防災訓練・防犯訓練計画表にもとづく消防署指導の総合訓練をはじめ、定期的な避難訓練を実施している。保育参加の際には保護者も一緒に訓練へ参加している。引き渡し時の混乱防止の為に引き渡しカードを配布している。非常食も特定の倉庫に備蓄され、消費期限を定期的に確認して新しいものと入れ替えている。安否確認は公立保育園公式ツイッターやホームページで確認できる仕組みが整っている。		
33	地域ニーズを把握し、地域における子育て支援をしている。	■地域の子育てニーズを把握している。 ■子育て家庭への保育所機能を開放(施設及び設備の開放、体験保育等)し交流の場を提供し促進している。 ■子育て等に関する相談・助言や援助を実施している。 ■地域の子育て支援に関する情報を提供している。 ■子どもと地域の人々との交流を広げるための働きかけを行っている。
(評価コメント) 週2回の園庭開放で地域の子育て家庭に交流の場を提供すると共に、子育てサポーター職員が中心になり相談・助言や援助を行っている。市内のけやキッズ(子育て支援施設)に保育士が出かけ、地域の方と交流しながら、育児の楽しさや大切さを伝える出前保育は人気があり、楽しみに待っている親子も多く、地域の子育て支援を積極的に支援している。自治会を通して園だよりを配布したり、散歩時の地域の方との触れ合い、近くのデイサービスを園児が訪問して、お年寄りと交流して喜ばれる等、保育園を理解してもらい、交流を広げる努力もしている。		